

項目名称	No. 89		信頼される質の高い広報紙の発行									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築									
所管課	企画財政部 秘書課											
現状と課題	情報流通量が飛躍的に増加する中、市の施策の目的や課題、実施過程などの情報を確実に提供し、市民に対して十分な説明責任を果たすことが求められており、広報活動を充実させるためには、目的をより明確にした広報に取り組み、その効果を評価・検証する必要がある。											
取組内容	市民に最も身近な媒体である広報紙は、繰り返し読まれるという紙媒体の特性や認知度の高さから、本市の広報広聴媒体の中心的機能と位置づけ、市民に深く浸透させたい内容や市民ニーズに応じたテーマを広く発信する。 1 コスト削減とわかりやすい紙面構成などのノウハウの獲得を目的とした民間委託による広報紙作成 2 信頼される質の高い広報紙の安定的発行											
達成目標	広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合の向上											
効果	わかりやすく、信頼できる広報紙として、市の施策の目的や課題、実施過程などの情報を確実に提供することで、市民に対して十分な説明責任を果たすことができる											
指標			現状		中間年度		最終年度					
広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合(市政モニターアンケート)			目標値		94.1% (2016年度)		95%					
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	民間委託による広報紙作成		計画		→		→		→		→	
2	信頼される質の高い広報紙の安定的発行		計画		→		→		→		→	
3			計画									
4			計画									
5			計画									
備考												

各年度取組実績				
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	1 民間委託により、直営と比較して作成にかかるコストが削減している。また、委託業者のノウハウを生かし、イラストや写真を用いた分かりやすい紙面づくりができています。 2 発行部数を管理し、安定した広報紙発行に努めたが、新型コロナウイルスの影響で自治会便が休止したことに伴い、広報紙の配布が遅延した月があった。		
	最終取組状況	市民に対して市の施策の目的や課題などの情報を提供し、わかりやすく、信頼できる広報紙を作成するために民間委託業者と連携し、質の高い広報紙の発行を行った。一部、新型コロナウイルスの影響を受けて自治会便が停止したことに伴い、広報紙の配付が遅れたことがあった。		
	達成状況評価	○	評価理由 及び次年度の取組 予定	広報紙の内容が「おおむね理解できている」と感じる市民の割合が、目標値である全体の95%を超えていたため。 翌年度以降も、引き続き市民に信頼される質の高い広報紙の安定的な発行に取り組んでいく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額 (千円)	不用額		内容・ 算出 内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 90	市民と行政の信頼関係をつくる意見交換会の開催								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実							
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築							
所管課	企画財政部 秘書課									
現状と課題	社会環境の変化に伴い、市民のニーズやライフスタイルは高度化・多様化しており、市政運営にあたっては、市民の意見にしっかりと耳を傾け、市民の知識やアイデアを活用するなど、市民参画の機会をさらに拡充することが必要となっている。さらに、広聴機能を充実させるためには、市政に対する市民の当事者意識を向上させ、市民と行政がともに考え、動くためのコミュニケーションを図ることが重要となっている。									
取組内容	行政と市民、事業者が一体となってまちづくりに取り組む機運をさらに高め、誰もが気軽に参画できるような仕組みづくりに取り組み、市民に寄り添った市民サービスを提供することを目指す。 1 まちづくりの方向性などに関する地域住民との意見交換会の開催									
達成目標	市民サービスに関する満足度を高め、市民と行政の信頼関係をつくる意見交換会の開催									
効果	市政運営に市民の知識やアイデアを活用するなど、市民参画の機会をさらに拡充することができる									
指標			現状	中間年度	最終年度					
ふれあいトークの開催率		目標値	100.0%	100.0%	100.0%					
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1	市長と地域住民によるまちづくりの方向性などに関する意見交換会の開催(ふれあいトーク)	計画	→		→		→			
2		計画								
3		計画								
4		計画								
5		計画								
備考										

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	トークのテーマを「子どもたちの未来のためにできること」とし、子どもたちの教育問題について市長と中学生及び学校関係者が各中学校区ごとに意見交換を行った。7月9日に赤江東中校区、7月21日に檜中学校区でふれあいトークを開催し、計50名の参加があった。久峰中学校区、加納中学校区での開催は、新型コロナウイルス感染症拡大のため延期となり、10月以降での開催を予定している。			
	最終取組状況	令和3年度下半期においては、6中学校区(田野、加納、久峰、東大宮、宮崎東、住吉)でふれあいトークを開催した。年間を通して207名の一般市民が参加した。参加者からのアンケート結果も73.7%の参加者が「とても満足」「まあまあ満足」と回答し、有意義な意見交換会となった。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催を延期したこともあったが、予定通り8回実施することができた。参加者の満足度も高く、市民と手を携えたまちづくりを推進することができた。今後は開催の在り方を見直し、広聴機能のさらなる充実を図りたい。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 92	個人情報保護制度の適切な運用				
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組			
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実			
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築			
所管課	総務部 総務法制課					
現状と課題	改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法が平成29年(2017年)5月に施行され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報*(匿名加工情報)の仕組の導入等について定められた。本市においても、個人情報の取扱いについて、引き続き適正さを確保するとともに、進展する情報化社会に適応するための取組を進めていく必要がある。					
取組内容	1 改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法に基づく非識別加工情報の仕組の導入についての調査研究 2 調査研究結果を踏まえた対応 3 住民に対する開示等の実施状況の公表 4 第三者機関(宮崎市個人情報保護審査会)の適時・適切な運営					
達成目標	個人情報の保護及び適正かつ効果的な利活用					
効果	公正で民主的な市政の推進					
指標		現状		中間年度	最終年度	
実施状況の公表状況(ホームページの更新回数)		目標値		年1回	年1回	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1 非識別加工情報の仕組の導入についての調査研究	計画	→				
2 調査研究結果を踏まえた対応	計画		→	→	→	→
3 住民に対する開示等の実施状況の公表	計画	→	→	→	→	→
4 第三者機関の適時・適切な運営	計画		→	→	→	→
5	計画					
備考	* 非識別加工情報 特定の個人を識別できないように個人情報を一部加工し、復元できないようにした情報。個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下で民間で利活用されることにより、新産業の創出や経済活動の活性化等が期待されている。					

各年度取組実績

令和 3年度 (2021)	中間取組状況	令和2年度(2020年度)の個人情報保護制度運用状況について、市ホームページに公表した。また、非識別加工情報について、令和3年(2021年)5月に個人情報保護法が改正されたことに伴い、行政機関等匿名加工情報の規定(提案の募集は除く。)が令和5年(2023年)春頃から地方公共団体にも適用されることとなった。将来的に個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に一元化されるため、7月に開催された法改正の説明会に参加した。併せて、国の通知やガイドラインの発出に注視していくこととする。		
	最終取組状況	第三者機関の運営に関して、計5回の個人情報保護審査会を開催し、個人情報部分開示決定に係る審査請求の審議及びマイナンバーを取り扱う事務の特定個人情報保護評価の点検を行った。また、個人情報保護法の改正について、12月に開催された国の説明会に参加し、情報収集を行った。		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	個人情報の運用状況の公表を行い、個人情報保護審査会の適切な運営を行った。令和5年の春から個人情報保護制度が個人情報保護法に一元化されることに伴い、次年度は条例の改廃等の検討を行い、円滑に移行できるよう準備を進める必要がある。国の通知やガイドラインを参考にしながら、検討を進めていく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)				